

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

古物営業法等の規定に基づく許可手続等に係る留意事項について

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号。以下「政令」という。）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「規程」という。）に基づく許可手続等の取扱いについては、古物営業法等の規定に基づく許可手続等に係る留意事項について（令和2年生環甲達第11号。以下「旧通達」という。）により適正な取扱いを指示しているところであるが、古物営業管理業務の警察共通基盤システムへの移行等に伴い、令和5年3月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年2月28日をもって廃止する。

記

第1 用語

この通達において使用する用語は、次に掲げるもののほか、法、政令及び規則において使用する用語の例による。

(1) 古物システム

警察共通基盤システムによる古物営業管理業務をいう。

(2) 27条1項通報

法第27条第1項に規定する公安委員会から国家公安委員会への報告及び国家公安委員会から各公安委員会への通報をいう。

(3) 27条2項通報

法第27条第2項に規定する公安委員会から主たる営業所又は古物市場（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する公安委員会への通報をいう。

(4) 通報

警察共通基盤システムによる古物営業管理業務実施細則（令和5年警察庁丁生企発第122号ほか別添）別表7-1の「通報の種類」に掲げる各通報をいう。

(5) 通知一覧

(4)の通報のうち、「新規許可証交付通報」、「許可証再交付通報」、「許可証返納通報」、「競り売り情報通報」、「仮設店舗営業情報通報」、「古物営業情報変更通報1」、「古物営業情報変更通報2」、「古物営業情報変更通報3」、「訂正登録1通報」、「訂正登録3通報」、「訂正登録4通報」、「訂正登録5通報」、

「訂正登録6通報」、「訂正登録7通報」、「削除登録通報」、「許可取消通報」、「営業停止通報」、「指示処分通報」及び「行政処分対象営業所等通報」について、関係する都道府県警察本部及び警察署がこれを速やかに認知し、必要な措置を講ずることができるようにするため、古物システムにおいて都道府県警察単位で表示される通報の一覧をいう。

第2 古物商及び古物市場主の許可及び行政処分情報の管理

各公安委員会における古物商及び古物市場主（以下「古物商等」という。）の許可及び行政処分の情報については、古物システムにおいて一元的に管理し、申請書等（申請書、届出書及び添付書類をいう。以下同じ。）及び古物システムから出力した資料並びに行政処分に係る書類については、警察署ごとに管理するものとする。

第3 古物商等の許可に係る申請等の受理及び処理

公安委員会に対する申請又は届出（以下「申請等」という。）は、法、政令及び規則の規定により、警察署が受理する。

また、申請等の受理に付随する事務処理（調査、審査、処分、古物システムへの登録その他の事務処理をいう。以下同じ。）は、この通達の定めによるほか、別に定める警察共通基盤システムによる古物営業管理業務実施要領（令和5年警察庁丙生企発第5号別添）、警察共通基盤システムによる古物営業管理業務実施細則（令和5年警察庁丁生企発第122号別添）、警察共通基盤システムによる古物営業管理業務のアクセス範囲について（通達）（令和5年警察庁生企発第123号）等により、申請等を受理した警察署及び生活安全企画課長が行う。

第4 古物商等

1 申請等の受理

(1) 許可の申請

ア 許可の申請は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

イ 法第5条第1項の規定に基づく古物商又は古物市場主許可申請書（規則別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を受理した警察署長（以下「許可申請受理警察署長」という。）は、当該許可申請書及び添付書類の写しを生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）に送付するとともに、許可申請受理警察署長は、速やかに欠格事由に関する調査（法第4条第3号又は第4号に関する照会（以下「暴力団照会」という。）及び行政処分歴に関する照会を除く。）を行うものとする。

ウ 許可申請受理警察署長は、当該申請に係る欠格事由に関する調査の結果の写しを主管課長に送付するものとする。主管課長は、暴力団照会及び行政処分歴に関する照会を含む審査の結果、許可することに支障がないと認めるときは、許可番号を指定し、当該許可申請受理警察署長に通知するとともに、当該許可に係る事項を古物システムに登録するものとする。

エ 前項の場合において、主管課長は、ホームページ利用取引を行う者から提出された当該古物営業に係るURLを福井県公安委員会のホームページに掲載し、公衆の閲覧に供するものとする。

オ 許可申請受理警察署長は、ウの規定により主管課長から許可番号の指定の通知

を受けたときは、古物商許可証又は古物市場主許可証（規則別記様式第2号又は第3号。以下「許可証」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。許可証を作成する場合は、許可証（表紙内側）の許可証番号欄に当該古物商等に許可をした公安委員会（以下「原許可公安委員会」という。）の許可証番号（以下「原許可証番号」という。）を、交付年月日欄に当該許可証の交付年月日を、公安委員会の名称欄に当該許可証を交付する公安委員会の名称を記載の上、公安委員会の公印を押印するとともに、許可証（表）の所要の欄に必要事項を記載するものとする。

また、当該許可証（裏）の異動事項欄に「許可」「許可年月日」「原許可公安委員会の名称」を記載し、印欄に福井県公安委員会の公印（以下「公安委員会等の小印」という。）を押印するものとする。

カ 外国人住民又は外国人住民が代表者である法人に係る許可証を新たに作成する場合、許可を受けようとする者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の15第1号に規定する通称の記載を希望するときは、当該申請の添付書類として提出を受けたその者の住民票の写しにより通称が確認できるときに限り、氏名とともに括弧書きで通称を記載することができるものとする。

キ 許可申請受理警察署長は、イの規定による調査の結果、欠格事由に該当し、又はその疑いがあるものについては、古物営業法に基づく申請等に関する上申書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、主管課長を経由して福井県公安委員会に上申するものとする。

ク 主管課長は、福井県公安委員会による不許可の決定があった場合、不許可通知書（別記様式第2号）を作成するとともに、許可申請受理警察署長を経由して申請者に交付するものとする。

ケ 前項の規定により不許可通知書を交付した許可申請受理警察署長は、受領書（別記様式第3号）を申請者から徴し、主管課長に送付するものとする。

(2) 許可証の再交付の申請

ア 許可証の再交付の申請は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

イ 法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付申請書（規則別記様式第4号）を受理した警察署長は、申請理由について事実と相違ないと認めるときは、再交付する許可証を作成するものとする。

ウ 再交付する許可証を作成する場合は、許可証（裏）の異動事項欄に「再交付」「許可年月日」「原許可公安委員会の名称」を、異動年月日欄に許可証の再交付年月日を記載し、印欄に公安委員会等の小印を押印するものとし、「外国人住民の氏名（通称）」など、再交付する許可証の異動事項欄に引き続き記載すべき事項について漏れのないようにすること。

また、当該再交付に係る事項を古物システムに登録するものとする。

作成した許可証は、営業者に交付するとともに、申請書等送付書（別記様式第4号）に当該申請書の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

(3) 変更の届出

- ア 変更の届出は、いずれか1の営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。
- イ 法第7条第1項又は第2項の規定に基づく変更届出書（規則別記様式第5号又は第6号。以下本条において同じ。）を受理した警察署長は、変更届出を受理したときは、欠格事由に関する調査が不要なものについては申請書等送付書に係る書類の写しを添付して、主管課長及び当該変更に係る営業所等の所管警察署長に送付するものとし、欠格事由に関する調査が必要なものについては速やかに調査を行った上で、申請書等送付書に係る書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。
- ウ 主たる営業所等及びその他の営業所又は古物市場（以下「その他の営業所等」という。）の名称及び所在地に係る変更の届出を受理した警察署は、当該変更日の前日までに当該変更に係る情報を古物システムに登録するものとする。
- エ 法第8条の2に規定する事項（以下「URL等」という。）の変更の届出を受理した警察署長は、当該届出時において、その古物商の営業所が原許可公安委員会の管轄する都道府県に所在しない場合は、生活安全企画課（以下「主管課」という。）を経由して、原許可公安委員会の管理に係る警視庁若しくは道府県警察本部（以下「警察本部」という。）又は方面本部に対し、URL等の変更の届出を受理した旨を連絡するものとする。

(4) 許可証の書換えの申請

- ア 許可証の書換えの申請は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。
- イ 主たる営業所等の所在地の所管警察署長は、（3）の場合において、変更に係る事項が許可証の記載事項に該当するため、書換申請書（規則別記様式第6号）を受理したときは、許可を受けている者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、住民基本台帳法施行令第30条の15第1号に規定する通称の記載について希望するときは、（1）カと同様に措置するものとする。
- ウ 許可証の書換えは、許可証（表）等の所要の欄に斜線を引き、公安委員会等の小印を押印して書換え事項を削除するとともに、許可証（裏）の異動事項欄に「書換え 削除した事項に代わる新たな事項」を、異動年月日欄に「変更事由が発生した年月日」を記載し、印欄に公安委員会等の小印を押印するものとし、「許可年月日、原許可公安委員会の名称」や「外国人住民の氏名（通称）」など、新たに交付する許可証の異動事項欄に引き続き記載すべき事項について漏れのないようにして、当該許可証を営業者に交付するものとする。
- エ 主たる営業所等の所在地の所管警察署長は、（3）イの調査の結果、許可の基準に抵触することが判明したときは、原則として当該営業者にその旨を教示し、再度変更届出書を提出させることとする。ただし、法第6条に基づき許可の取消しをすることが適当と認めるときは、（15）の規定により許可の取消しの手続を執るものとする。

(5) 変更後の規約

- ア 古物市場の規約の内容を変更したときは、当該古物市場の所在地の所轄警察署が受理し、主たる古物市場の所在地を管轄する警察署が原本を管理するものとする。

イ 当該規約を受理した警察署が、主たる古物市場の所在地の所轄警察署でない場合は、主管課長を経由して、主たる古物市場の所在地を管轄する警察本部又は警察署に当該規約の原本を送付すること。この場合において、当該規約を受理した警察署はその写しを管理するものとする。

(6) 許可証の返納の届出

ア 許可証の返納の届出は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

イ 主たる営業所等の所在地の所管警察署長は、返納理由書（規則別記様式第9号）を受理したときは、当該返納理由書に記載された返納理由を確認するとともに、申請書等送付書に当該返納理由書の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

また、当該返納に係る事項を古物システムに登録するものとする。

(7) 管理者の解任勧告

ア 主たる営業所等の所在地の所管警察署長は、法第13条第4項の規定により管理者の解任を勧告する必要があると認めるときは、管理者解任勧告通報書（別記様式第5号）に関係書類を添付し、主管課長を経由して生活安全部長（以下「主管部長」という。）に通報するものとする。

イ 主管課長は、主管部長による解任勧告の決定があったときは、管理者解任勧告書（別記様式第6号）を作成し、主たる営業所等の所在地の所管警察署長を経由して営業者に交付するものとする。

ウ 前項の規定により管理者解任勧告書を交付した主たる営業所等の所在地の所管警察署長は、被交付者から受領書を徴し、主管課長に送付するものとする。

(8) 閲覧等

ア 法第8条の2第1項に係る事務は、ホームページを利用して古物の取引を行う古物商の原許可公安委員会の管理に係る警察本部が行う。

イ (3)のエの連絡を受けた警察本部は、遅滞なく、原許可公安委員会のホームページを補正するものとする。

(9) 競り売りの届出

ア ホームページを利用しない競り売りの届出は、競り売りの場所の所轄警察署が競り売り届出書（規則別記様式第10号）により受理するものとする。

ただし、競り売りをしようとする古物商が、当該競り売りの場所となる都道府県に営業所を有していない場合は、他の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署においても受理することができるものとする。

イ ホームページを利用しない競り売りの届出を受理した場合は、申請等をした者（以下「申請者等」という。）に対し、当該競り売りの責任者と帳簿の保管先の把握に努めること。

ウ ホームページを利用する競り売りの届出は、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署が競り売り届出書（規則別記様式第10号の2）により受理するものとする。

エ 警察署長は、競り売り届出書を受理するときは、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- ・ 届出者が古物営業の許可を有していること。
- ・ 競り売りの日から3日前までに競り売り届出書を提出していること。
- ・ 対面取引に係る競り売りの場所が管轄区域内に所在すること。
- ・ ホームページ利用取引による競り売りの届出の場合、次の①から③までに掲げる事項に該当すること。
 - ① 売却する古物を取り扱う営業所が管轄区域内に所在すること。
 - ② 期間は6月以内であること。
 - ③ 買受けの申込みを受ける通信手段（電話、電子メール、郵便等非対面で利用できる通信手段をいう。）の種類が特定されていること。

オ ア及びウの届出を受理した警察署は、当該競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を古物システムに登録するものとする。

(10) 仮設店舗営業の届出

ア 仮設店舗営業の届出は、仮設店舗の場所の所轄警察署が、法第14条第1項ただし書きの規定に基づく仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）により受理するものとする。

ただし、仮設店舗において営業をしようとする古物商が、当該仮設店舗の場所となる都道府県に営業所を有していない場合は、他の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署においても受理することができる。

イ 警察署長は、仮設店舗営業届出書を受理するときは、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- ・ 届出者が古物営業許可を受けた古物商で行商をする者であること。
- ・ 仮設店舗において営業を営む3日前までに届出されていること。
- ・ 仮設店舗営業届出書に日時、場所が適正に記載されていること。
- ・ 営業形態を聴取し、仮設店舗に該当すること。

ウ 仮設店舗営業の届出を受理した場合は、申請者等に対し、当該仮設店舗営業の責任者と帳簿の保管先の把握に努めること。

エ アの届出を受理した警察署は、当該仮設店舗において古物営業を営む日の前日までに当該仮設店舗営業に係る情報を古物システムに登録するものとする。

(11) 品触れの対応

法第19条第1項の規定による品触れの発出は、品触要綱（平成17年刑捜一甲達第52号別紙）に基づき行うものとする。

(12) 古物の保管命令

ア 主管課長又は警察署長は、法第21条に基づく古物の保管を命ずるときは、原則として保管命令書（別記様式第7号）を交付するとともに、その写しを保管するものとする。この場合において、主管課長又は警察署長は、被交付者から保管命令書受領書（別記様式第8号）を徴するものとする。

イ 前項の場合において、緊急を要するときは、主管課長又は警察署長が古物営業者に対して口頭で保管命令することができる。この場合において、主管課長又は警察署長は、事後速やかに保管命令書を交付するとともに、被交付者から保管命令書受領書を徴するものとする。

(13) 競りの中止命令の取扱い

主管課長又は警察署長が競りの中止命令を行うときは、法第21条の7の規定に基づき、競りの中止命令書（規則別記様式第16号の9）を交付し、又は送付するとともに、その写しを保管するものとする。ただし、当該古物に係る競りが終了してしまうなど当該命令書を交付し、又は送付するいとまがないときは、ファクシミリ等で当該命令書を発出できるものとする。この場合において、事前又は事後に古物競りあつせん業者の担当部署と連絡を取り、競りの中止に係る業務が円滑に行われるよう配慮するとともに、速やかに当該命令書を交付し、又は送付するものとする。

(14) 指示

ア 警察署長は、古物商等が法第23条の規定に該当するため指示する必要があると認めるときは、速やかに、古物営業者等に対する行政処分上申書（別記様式第9号）に関係書類を添えて、主管課長を経由して主管部長に上申するものとする。

イ 主管課長は、主管部長による処分の決定があったときは、指示書（別記様式第10号）を作成するとともに、警察署長を経由して当該古物営業者に指示書を交付するものとする。

ウ 前項の規定により、指示書を交付した警察署長は、被交付者から受領書を徴し、主管課長に送付するものとする。

エ 主管課長は、当該処分に係る事項を古物システムに登録するものとする。

(15) 許可の取消し等

ア 警察署長は、法第6条第1項又は法第24条に規定する許可の取消し又は古物営業の停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに古物営業者等に対する行政処分上申書に関係書類を添えて、主管課長を経由して福井県公安委員会に上申するものとする。

イ 主管課長は、内容を審査し、前項の規定による許可の取消し又は古物営業の停止を命ずる必要があると認めるときは、古物営業者等の行政処分手続書（別記様式第11号）及び行政処分理由書（別記様式第12号）に疎明資料を添付し、福井県公安委員会に処分を上申するものとする。

ウ 主管課長は、福井県公安委員会による処分の決定があったときは、許可取消処分通知書（別記様式第13号）又は営業停止命令書（別記様式第14号）を作成するとともに、上申に係る警察署長を経由して当該古物商等に許可取消処分通知書又は営業停止命令書を交付するものとする。

エ 前項の規定により許可取消処分通知書又は営業停止命令書を交付した警察署長は、被交付者から受領書を徴し、主管課長に送付するものとし、主管課長は、当該処分に係る事項を古物システムに登録するものとする。

オ 主管課長は、法第6条第2項の規定による許可の取消し（以下「簡易取消し」という。）を実施する必要があると認めるときは、古物営業者の簡易取消手続上申書（別記様式第15号）に関係資料を添付し、福井県公安委員会に所在不明の古物商等に対する官報への公告の実施について上申するものとする。

カ 主管課長は、前項の規定により、福井県公安委員会が官報への公告の実施を決

定したときは、所在不明の古物商・古物市場主の公告に係る原稿を当県の官報販売所へ送付し、官報への掲載の申し込みをするものとする。

キ 主管課長は、前項の規定により、官報への公告の日から30日を経過しても当該古物商等から申出がなかったときは、古物営業者の簡易取消処分上申書（別記様式第16号）に公告の結果等の関係書類を添付して、福井県公安委員会に処分を上申するものとする。

ク 主管課長は、前項の規定により、福井県公安委員会の処分の決定があったときは、古物営業の許可の取消処分の公告に係る原稿を、当県の官報販売所へ送付し、官報への掲載の申し込みをするとともに、上申に係る警察署長に対し取消処分を受けた古物商等に関する事項を通知するものとする。

また、主管課長は、当該処分に係る事項を古物システムに登録するものとする。

(16) 行商従業者証等の様式の承認等の取扱い

ア 主管課長は、規程第2条の規定により、承認申請書（規程別記様式第1号又は第2号）を受理したときは、次の項目について確認するものとする。

- ・ 規程第2条に掲げる書類が添付されていること。
- ・ 規程第3条又は第4条の承認の基準に適合していること。

イ 主管課長は、前項の規定により、承認することについて支障がないと認めるときは、承認した旨を申請者に通知するとともに、官報に公示するため、警察庁生活安全局生活安全企画課（以下「警察庁主管課」という。）に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

ウ 主管課長は、規程第7条の規定により、前項の承認を取り消す必要があると認めるときは、古物営業者等の行政処分手続書及び行政処分理由書に疎明資料を添付し、福井県公安委員会に処分を上申するものとする。

エ 主管課長は、公安委員会による処分の決定があったときは、承認を取り消した旨を当該承認を受けた団体に通知するとともに、承認を取り消した旨を官報に公示するため、警察庁主管課に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

2 申請書等及び行政処分に係る書類の管理

(1) 申請書等及び行政処分に係る書類の管理

ア 警察署が受理した申請書等並びに行政処分に係る書類は、この通達に定めのない限り、当該受理警察署又は行政処分を行った警察署において管理するものとする。

また、改正法附則第2条第1項の規定による主たる営業所等の届出をせず、施行日を経過したことにより法第3条の許可を受けているものとみなされずに許可が失効した者に係る申請書等は、失効日の翌年から起算して5年で廃棄するものとする。

イ 警察署に、ウ、エ及びカに規定する「主たる営業所等ファイル」、「その他の営業所等ファイル」及び「行政処分ファイル（以下「編さんファイル」という。）」を備え付けるものとする。

ウ 主たる営業所等ファイルには、管内に主たる営業所等を置く古物商等に係る申請書等及び通知一覧に基づき古物システムから出力した当該古物商等に係る全て

の情報を、許可ごと、受理順に編さんの上管理するものとする。

エ その他の営業所等ファイルには、管内にその他の営業所等を置く古物商等に係る申請書等及び通知一覧に基づき古物システムから出力した当該営業所等の情報等を、許可ごと、受理順に編さんの上管理するものとする。

オ 警察署の管轄区域内に営業所を有しない古物商から、競り売りの届出及び仮設店舗の営業の届出を受理したときの申請書等については、その他の営業所等ファイルに編さんの上管理するものとする。

カ 行政処分ファイルには、改正後の古物営業法等の規定に基づく許可手続等に係る留意事項について（令和2年警察庁丁生企発第183号）で定めた古物商等に係る「行政処分事由該当事案及び行政処分違反事案通報書」（以下「通報書」という。）その他の行政処分に係る書類のほか、行政指導に係る書類を許可ごとに編さんの上管理するものとする。

(2) 編さんファイルの保存期間

ア 主たる営業所等ファイル及びその他の営業所等ファイルは、古物商等から許可証の返納を受けたときは、返納日の翌年から起算して5年で廃棄するものとする。

イ 行政処分ファイルは、古物商等の行政処分が確定した日の翌年度から起算して、少なくとも5年間保存するものとする。この場合において、行政処分を受けた古物商等が、当該ファイルの保存期間の満了前に許可証を返納した場合であっても、保存期間が経過するまでは当該書類を廃棄しないこと。

(3) 編さんファイルの管理方法

編さんファイルは原本管理を原則とするが、管理場所の状況等を踏まえ、主管課長の定める要領等による管理に替えることができるものとする。

第5 古物競りあつせん業者等

1 古物競りあつせん業

(1) 営業開始届出の取扱い

警察署長は、法第10条の2第1項の規定に基づく古物競りあつせん業者営業開始届出書（規則別記様式第11号の2）を受理するときは、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- ・ 当該届出書に所定の事項が記載されていること。
- ・ 規則第9条の2第3項に掲げる書類が添付されていること。
- ・ 届出書の提出の時期（営業開始の日から2週間以内）が適切であること。
- ・ 営業の本拠となる事務所の所在地（当該事務所がない場合においては住所又は居所）が管轄区域内に所在すること。
- ・ 営業所を示すものとして使用する名称及びURLが適切であること。

(2) 開始届出書の保管

警察署長は、前項の届出を受理したときは、申請書等送付書に係る書類の写しを添付して主管課長に送付するとともに、古物競りあつせん業者管理台帳（別記様式第17号。以下「管理台帳」という。）を作成し、届出を受理した警察署において保管するものとする。

(3) 廃止又は変更の届出の取扱い

警察署長は、法第10条の2第2項の規定に基づく古物競りあつせん業の廃止届出書（規則別記様式第11号の3）又は変更届出書（規則別記様式第11号の4。以下本条において同じ。）を受理するときは、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- ・ 当該届出書に所定の事項が記載されていること。
- ・ 規則第9条の3第4項に掲げる書類が添付されていること。
- ・ 届出書の提出の時期（廃止又は変更の日から14日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合は20日）以内）が適切であること。

(4) 廃止又は変更届出書の保管

警察署長は、前項の届出書を受理したときは、申請書等送付書に關係書類の写しを添付して主管課長に送付するとともに、管理台帳の備考欄に廃止した旨又は変更事項及び届出年月日を記載するものとする。

(5) 都道府県を異にして営業の本拠となる事務所の所在地等を変更したときの申請書等の措置

都道府県を異にして古物競りあつせん業者に係る営業の本拠となる事務所の所在地を変更したときの変更の届出を受理した警察署は、主管課長を経由して変更前の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県警察本部に、当該古物競りあつせん業者に係る申請書等その他の書類の送付を求め、送付を受けた当該変更に係る申請書等は、管理台帳に添付して保管するものとする。

また、主管課長は、古物競りあつせん業者がその営業の本拠となる事務所を変更したことにより、他の都道府県公安委員会から当該古物競りあつせん業者に係る關係書類の提供について依頼を受けたときは、關係する警察署に当該業者の關係書類を求め、申請書等送付書に添付して送付を受け、速やかに依頼のあった都道府県警察本部に当該關係書類を送付するものとする。

この場合において、変更前及び変更後の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署において、その申請書等の移動経緯を明らかにしておくものとする。

(6) 業務の実施方法に関する認定申請の取扱い

ア 警察署長は、規則第19条の4第1項の規定に基づく古物競りあつせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の2）を受理したときは、次の各号に掲げる事項について速やかに確認及び調査を行うとともに、申請書等送付書に關係書類の写しを添付して主管課長に送付するものとする。

- ・ 当該認定申請書に所定の事項が記載されていること。
- ・ 規則第19条の4第4項に規定されている書類が添付されていること。
- ・ 規則第19条の5の規定のいずれにも該当しないこと。
- ・ 業務の実施方法が、規則第19条の6（第9号を除く。）に規定されている盗品等の売買の防止等に資する方法の基準に適合していること。

イ 主管課長は、送付された当該申請書の内容を審査した結果、認定することに支障がないと認めるときは、主管部長へ認定の上申をするものとする。

ウ 主管課長は、主管部長による認定の決定があったときは、認定番号を指定し、申請を受理した警察署長に通知するとともに、当該警察署長を経由して認定通知

書（別記様式第18号）を営業者に交付するものとする。この場合において、主管課長は、認定した旨を官報に公示するため、警察庁主管課に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

エ 前項の規定により認定通知書を交付した警察署長は、被交付者から受領書を徴し、主管課長に送付するものとする。

オ 主管課長は、送付された当該認定申請の内容を審査した結果、認定することに支障があると認めるときは、福井県公安委員会に不認定の上申をするものとする。

カ 主管課長は、公安委員会による不認定の決定があったときは、不認定通知書（別記様式第19号）を申請を受理した警察署長を経由して営業者に交付するものとする。

キ 前項の規定により不認定通知書を交付した警察署長は、被交付者から受領書を徴し、主管課長に送付するものとする。

ク 警察署長は、エの規定又は前項の事務手続を終えたときは、管理台帳の備考欄に認定又は不認定を受けた旨を記載するものとする。

2 認定古物競りあつせん業

(1) 変更の届出の取扱い

ア 警察署長は、規則第19条の9第1項の規定に基づく変更届出書（規則別記様式第11号の4。以下本条において同じ。）又は同条第2項の規定に基づく業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の4。以下本条において同じ。）を受理するときは、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- ・ 当該変更届出書又は業務実施方法変更届出書に所定の事項が記載されていること。
- ・ 業務実施方法変更届出書の提出日が、変更の日から14日以内であること。
- ・ 規則第19条の4第4項に規定されている書類のうち、変更事項に係るものが添付されていること。
- ・ 業務の実施方法が、規則第19条の6（第9号を除く。）に規定する盗品等の売買の防止等に資する方法の基準に適合していること。

イ 警察署長は、前項の届出書を受理したときは、申請書等送付書に係る書類の写しを添付して主管課長に送付するとともに、管理台帳の備考欄に変更事項及び届出年月日を記載するものとする。ただし、規則第19条の9第1項の規定に基づく変更届出書を受理したときは、規則第19条の5の各号のいずれにも該当しないことについての調査を実施した上で、主管課長に係る書類の写しを送付するものとする。

(2) 認定の取消し

ア 警察署長は、規則第19条の10の規定に基づき認定古物競りあつせん業者の認定を取り消すときは、古物営業者等に対する行政処分上申書に係る書類を添えて、主管課長を経由して福井県公安委員会に上申するものとする。

イ 主管課長は、内容を審査し、前項の規定による認定の取消しを行う必要があると認めるときは、古物営業者等の行政処分手続書及び行政処分理由書に疎明資料を添付し、福井県公安委員会に処分を上申するものとする。

ウ 主管課長は、福井県公安委員会による処分が決まったときは、アの規定により上申した警察署長に結果を通知するとともに、取消しを行った旨を官報に公示するため警察庁主管課に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

3 外国古物競りあつせん業

(1) 業務の実施方法に関する認定申請の取扱い

ア 警察署長は、規則第19条の11第1項の規定に基づく外国古物競りあつせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の5）を受理したときは、次の各号に掲げる事項について速やかに確認及び調査を行い、申請書等送付書に關係書類の写しを添付して主管課長に送付するものとする。

- ・ 当該業者の連絡担当者の住所又は居所が管轄区域内であること。
- ・ 外国古物競りあつせん業者認定申請書に所定の事項が記載されていること（当該認定申請書（添付書類は除く。）は日本語で記載されていること。）。
- ・ 規則第19条の11第4項に規定されている書類が添付されていること。
- ・ 業務の実施方法が、規則第19条の6（第9号を除く。）に規定する盗品等の売買の防止等に資する方法の基準に適合していること。

イ 1（6）イからクまでの規定は、前項の規定に係る主管課長又は警察署長が行う措置について準用する。

(2) 認定外国古物競りあつせん業者の廃止又は変更の届出の取扱い

ア 警察署長は、規則第19条の13第1項の規定に基づく認定外国古物競りあつせん業者の廃止届出書（規則別記様式第16号の6。以下本条において同じ。）、変更届出書（規則別記様式第16号の7。以下本条において同じ。）及び業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の8。以下本条において同じ。）を受理するときは、次の各号について確認するものとする。

- ・ 当該廃止届出書、変更届出書又は業務実施方法変更届出書に所定の事項が記載されていること。
- ・ 廃止し、又は変更した日から、遅滞なく届出されていること。
- ・ 変更届出又は業務実施方法変更届出の場合にあつては、規則第19条の11第4項

に規定されている書類のうち当該変更事項に係る書類が添付されていること。

イ 警察署長は、前項の届出書を受理したときは、申請書等送付書に關係書類の写しを添付して主管課長に送付するとともに、管理台帳の備考欄に廃止した旨又は変更事項及び届出年月日を記載するものとする。

ウ 1（5）の規定は、都道府県を異にして外国古物競りあつせん業者の連絡担当者の住所又は居所を変更したときの変更届出書を受理又はそれに伴う措置について準用する。この場合において、「古物競りあつせん業者」とあるのは、「認定外国古物競りあつせん業者」と、「営業の本拠となる事務所」又は「事務所」とあるのは、「連絡担当者の住所又は居所」と読み替えるものとする。

(3) 認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し

2（2）の規定は、認定外国古物競りあつせん業者の認定の取消しについて準用する。この場合において、2（2）アにおいて「規則第19条の10の規定に

基づき認定古物競りあっせん業者の認定を取り消すときは、」とあるのは、「規則第19条の14の規定に基づき認定外国古物競りあっせん業者の認定を取り消すときは、」と読み替えるものとする。

4 申請書等の管理

(1) 申請書等の管理

古物競りあっせん業者及び認定古物競りあっせん業者に係る申請書等は、営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県警察において、認定外国古物競りあっせん業者に係る申請書等は、連絡担当者の住所又は居所を管轄する都道府県警察において、古物競りあっせん業者、認定古物競りあっせん業者及び認定外国古物競りあっせん業者（以下「古物競りあっせん業者等」という。）が廃止するまでの間、主管課長の定める要領等により管理するものとする。

(2) 古物競りあっせん業者等管理ファイルの備付け

主管課長は、古物競りあっせん業者等に係る申請等の記載事項等が登録された、改正後の古物営業法等の規定に基づく許可手続等に係る留意事項について定める「古物競りあっせん業者等管理ファイル」（以下「管理ファイル」という。）を、古物競りあっせん業者等が廃止するまでの間備え付けるものとする。

(3) 管理ファイルの作成等

ア 古物競りあっせん業者等に係る申請等を受理し、又は認定古物競りあっせん業者及び認定外国競りあっせん業者の認定を取り消した場合、主管課長は、改正後の古物営業法等の規定に基づく許可手続等に係る留意事項について定める古物競りあっせん業者等登録用ファイル（以下「登録用ファイル」という。）に必要事項を入力し、警察文書伝送システム等により警察庁に送信するものとする。

イ 主管課長は、警察文書伝送システム等により、警察庁主管課から更新された古物競りあっせん業者等に係る管理ファイルを受信したときは、当該古物競りあっせん業者等に係る管理ファイルを更新の上、管理するものとする。

第6 盗品売買等防止団体

1 承認等の取扱い

(1) 福井県公安委員会が、盗品売買等防止団体の承認の申請等（承認の申請に係る相談を含む。）を受理し、是正若しくは改善の勧告をし、又は承認の取消しをしようとするときは、あらかじめ警察庁に連絡するものとする。

(2) 主管課長は、規則第22条の規定により、盗品売買等防止団体承認申請書（規則別記様式第16号の11）を受理したときは、次の項目について確認及び調査を行うものとする。

- ・ 規則第22条第3項各号に掲げる書類が添付されていること。
- ・ 規則第23条各号のいずれにも適合するものであると認められること。

(3) 主管課長は、前項の規定において、承認することについて支障がないと認めるときは、承認通知書（別記様式第20号）により申請者に通知するとともに、承認した旨を官報に公示するため、警察庁主管課に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

(4) 主管課長は、第1項の規定において、承認をすることに支障があると認めるとき

は、公安委員会に上申するものとする。

- (5) 主管課長は、福井県公安委員会による不承認の決定があったときは、不承認通知書（別記様式第21号）により、申請者に通知するものとする。
- (6) 主管課長は、規則第28条の規定により変更届出書（規則別記様式第16号の12）を受理したときは、同条第3項の規定に基づき警察庁主管課に原稿を送付し、官報への公示を依頼するものとする。
- (7) 主管課長は、規則第27条第1項の規定により廃止届出書（規則別記様式第16号の13）を受理したときは、同条第3項の規定に基づき警察庁主管課に原稿を送付し、官報への公示を依頼するものとする。
- (8) 主管課長は、規則第29条第1項の規定に基づき、盗品売買等防止団体の承認を取り消す必要があると認めるときは、古物業者等の行政処分手続書及び行政処分理由書に疎明資料を添付し、福井県公安委員会に処分を上申するものとする。
- (9) 主管課長は、福井県公安委員会による処分の決定があったときは、承認を取り消した旨を当該盗品売買等防止団体に通知するとともに、承認を取り消した旨を官報に公示するため、警察庁主管課に原稿を送付し、掲載を依頼するものとする。

第7 27条1項通報及び27条2項通報

1 27条1項通報の方法

27条1項通報は、法第27条第1項各号に掲げる措置を講じた場合において、主管課又は警察署が、古物システムへ登録することにより行う。

2 27条2項通報の方法

27条2項通報は、法第27条第2項に規定する古物商等による違反行為等を認め、た警察署が主管課長を経由して、その主たる営業所等の所在地を管轄する警察本部に対し、通報書その他の必要な書類を送付することにより行う。ただし、通報元と通報先の都道府県警察が同一である場合は、27条2項通報は要しない。

第8 通知一覧

1 警察署及び主管課の措置

(1) 通知一覧の確認

主管課は、少なくとも1日に1回、通知一覧を確認し、第1（2）から（4）について、それぞれ確実に措置するものとする。このとき、期間の異なる届出が混在するほか、あらかじめの届出が遅れてなされる可能性があることに留意し、予断を持たず、全てを確認すること（特に、確認日の翌日から連続して閉庁日が続く場合は、終勤時に当該閉庁日における管轄区域内での競り売りや仮設店舗の開設の有無を確認するなど漏れのないようにすること。）。

(2) 管轄警察署コードが未登録の通知を確認した場合の措置

主管課は、通知一覧において、通知先警察署欄が「要確認！」と表示されている管轄警察署コードが未登録の通知を確認した場合は、当該警察署又は主管課において、当該通知の許可情報等を基に管轄警察署コードを登録すること。

(3) URL等の変更の届出に関する通知を確認した場合の措置

主管課は、通知一覧において、URL等の変更の届出に係る通知を確認した場合は、福井県公安委員会のホームページを補正する必要があることに留意すること。

(4) 通知一覧を確認した場合の措置

主管課は、通知一覧に表示された各通知を確認した場合は、当該通知に係る許可情報について古物システムにおいて印字出力の上、該当する編さんファイルに編さんの上管理するものとする。

2 警察署に通知一覧の確認等を行わせる場合の措置

1 (1) 及び (4) については、主管課に代わり警察署が措置することとして差し支えない。

また、主管課が 1 (2) の措置を講じたときは、当該通知に関係する所轄警察署に対してその旨を連絡の上、当該通知の内容の確認を指示すること。

第9 その他

1 編さんファイル等の厳格な管理

編さんファイル等は、許可等事務担当者以外の者が正当な理由なくこれを閲覧することができないよう管理すること。

2 不適格者の排除

古物営業から不適格者を排除するため、欠格疑義通報、休眠通報及び高齢者通報の処理は古物システムで受信した後速やかに行うとともに、あらゆる機会を捉え、必要な調査を各警察署の実情に応じて実施するよう努めるものとする。

別記様式省略

